

千葉県産休等代替職員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産休等代替職員の雇用に係る手続等について定め、その雇用の促進を図ることにより、産休等職員の福利厚生の上昇に資するとともに、当該産休等職員の勤務する施設における入所者等の適正な処遇を確保し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条の規定により設立された社会福祉法人（民間保育園、民間認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設及び家庭的保育施設（以下「民間保育施設」という。））にあつては民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された財団法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された学校法人等、市がその設置を認可した民間保育施設の設置者である法人等を含む。）をいう。
- (2) 産休等職員 社会福祉法人等又は本市が設置する社会福祉施設（本市内に存する次の表の施設種別の欄に掲げる施設に限る。）の常勤の職員（次の表の職種の欄に掲げる職員であつて、当該施設の措置費等（保育所に係る委託費、施設型給付費及び地域型保育給付費）に算入されている等国庫補助対象職員であるものに限る。）のうち、出産のため又は疾病若しくは負傷による継続して31日以上療養のため休暇を取得する者で、その期間中賃金又は給与の全額の支給を受けるものをいう。

| 施設種別 | 職種 |
|----------------------------------|---|
| 母子生活支援施設、民間保育施設、乳児院、児童養護施設、一時保護所 | 保育士、保育教諭等、看護師、保健師、指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員、母子指導員その他の指導員）、セラピスト（作 |

| | |
|--|------------------------------|
| | 業療法士、理学療法士その他のセラピスト)、栄養士、調理員 |
|--|------------------------------|

(3) 産休等代替職員 産休等職員の休暇中にその職務を行わせるため、臨時的に雇用される者をいう。

(登録)

第3条 産休等代替職員としての雇用を希望する者で、前条第2号の表に掲げる職種に係る必要な免許を有するものは、千葉市産休等代替職員登録申請書(様式第1号)を市長に提出して登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を千葉市産休等代替職員登録簿(様式第2号。次項において「登録簿」という。)に登録するものとする。

3 市長は、登録簿を社会福祉法人等に見覧させるものとする。

(雇用)

第4条 社会福祉法人等又は本市は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を雇用期間として産休等代替職員を雇用するものとする。

(1) 産休等職員が出産のため休暇を取得するとき(次条第2項第1号において「産休のとき」という。) 当該産休等職員の出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内において休暇を継続する期間

(2) 産休等職員が療養のため休暇を取得するとき(次条第2項第2号において「病休のとき」という。) 当該産休等職員が休暇を開始して30日を経過した日から起算して60日を経過する日までの期間内において休暇を継続する期間

2 前条の規定による産休等代替職員の雇用は、次に掲げる順序に従い行うものとする。なお、雇用に際しては、健康診断書を徴する等により、その者の健康状態に留意するものとする。

(1) 当該職種に係る必要な免許を有する者であって、第3条第2項の規定による登録を受けているもの

(2) 前号に掲げる者が通勤の事情その他やむを得ない事由により雇用で

きないときは、当該職種に係る必要な免許を有する者であつて、第3条第2項の規定による登録を受けていないもの

- (3) 市長が前2号に掲げる者が雇用できない特別の事由があると認めるときは、児童等の保護に従事したことのある者、保育士試験の科目の一部に合格した者その他の児童等の保護に熱意を有し、かつ、心身ともに健全である者

(社会福祉法人等の雇用手続)

第5条 社会福祉法人等が産休等代替職員を雇用しようとするときは、千葉県社会福祉法人等産休等代替職員雇用承認申請書(様式第3号。次項において「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 産休等職員の出産予定日の記載された妊娠証明書又は療養に要する期間の記載された医師の診断書
- (2) 産休等代替職員を前条第2項第2号の規定により雇用しようとするときは、当該職種に係る免許証の写し
- (3) 産休等代替職員を前条第2項第3号の規定により雇用しようとするときは、無資格保育士等の産休等代替職員雇用承認申請書(様式第4号)

2 前項の規定による申請書の提出期限は、原則として次のとおりとする。

- (1) 産休のとき 産休等代替職員を雇用しようとする日(次号において「雇用予定日」という。)の1月前の日
- (2) 病休のとき 雇用予定日の10日前の日

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該産休等代替職員の雇用を承認し、千葉県社会福祉法人等産休等代替職員雇用承認通知書(様式第5号)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた社会福祉法人等は、当該産休等代替職員を雇用するものとする。

(届出)

第7条 前条第2項の規定により産休等代替職員を雇用した社会福祉法人等は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 産休等代替職員の雇用期間中に産休等職員が復職し、又は退職したとき。

(2) 産休等代替職員が退職したとき。

(経費の補助)

第8条 市長は、社会福祉法人等に対し、別に定めるところにより、この要綱に基づき当該法人等が行う産休等代替職員の雇用に要する経費について、補助金を交付する。

(本市の雇用手続等)

第9条 本市の産休等代替職員の雇用手続等については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 千葉市産休等代替職員制度実施要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、平成18年度分の

予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。